

堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給について

堺市では、国の通知に基づき、住民税非課税世帯に対して 1 世帯当たり 3 万円の支給を 7 月中旬から開始します。また、コールセンター及び各区役所に手続き支援窓口を開設して、相談に対応します。

1 堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金の概要

(1) 支給金額

対象 1 世帯当たり 3 万円

(2) 支給対象世帯

基準日（令和 5 年 6 月 1 日）において堺市に住民登録があり、世帯全員の令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(3) 支給手続き

- ①令和 4 年度に実施した「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5 万円）」が支給された世帯
世帯主あてに、「支給のお知らせ」を郵送します。口座変更等がなければ、7 月中旬から順次支給を行います。
- ②令和 5 年度に住民税が非課税になった世帯または振込口座等の確認が必要な世帯
世帯主あてに、給付金の振込口座等を確認するため「確認書」を郵送します。確認書に振込口座等必要事項を記載または振込口座等を確認のうえ返送していただきます。
- ③令和 5 年 1 月 2 日以降に堺市に住民登録した世帯
世帯主から申請していただきます。（転入者の令和 5 年度分非課税証明書等を添付）

(4) スケジュール（予定）

令和 5 年 6 月 21 日（水） コールセンター及び各区役所手続き支援窓口を開設
6 月 23 日（金） 「支給のお知らせ」及び「確認書」（一部）を発送
6 月 26 日（月） 「申請書」受付開始（郵送のみ）
6 月 29 日（木） 「確認書」（全部）を発送
7 月中旬 支給開始
9 月 30 日（土） 受付終了（当日消印有効）

※詳細は、情報を更新しながら、堺市ホームページ、広報さかい等でお知らせします。

堺市ホームページ【堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金】

URL : https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/rinji_tokubetsu_kyufukin.html

2 堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金コールセンター

(1) 受付時間

午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日曜日、祝休日を除く）

(2) 問い合わせ先

電話：0120-769-018、ファックス：0120-798-032

(3) 受付内容

給付金の手続き等に関するお問い合わせなど

3 堺市住民税非課税世帯臨時特別給付金手続き支援窓口

(1) 設置場所

各区役所内

(2) 受付時間

午前 9 時～午後 5 時 30 分（土・日曜日、祝休日を除く）

(3) 支援内容

給付金制度のご案内、確認書・申請書の作成補助、添付書類の説明等

※確認書等の受付は行いません。

※電話やメールによるお問い合わせは受け付けていません。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 電 話：072-340-3156 ファックス：072-340-3157
----------------------------	---